

資料3：「文科省756号通知」の補足資料

通級による指導

- 通常の学級での学習におおむね参加できるもの。
- 週当たり1～8時間相当の指導（LD及びADHDの児童生徒は、月1時間～）により、在籍する学級への適応を高めていくことが望めるもの。
- 「障がいの克服・改善のための指導」が目的である。教科学習の補充が目的ではない。
※LD及びADHDの児童生徒については、通常の学級における教員の適切な配慮やTTの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意する。

「文科省1178号通知」（H18.3.31）参照

自閉症・情緒障がい特別支援学級

- 入級には、「自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通と対人関係形成や社会生活への適応力を高めること」が主訴となる。
※『「それに類するもの」の記述が意味するところは、アスペルガー障害などを示しています』（国立特別支援教育総合研究所HP参照）
※LD及びADHDの児童生徒は、その診断だけで自・情障学級入級の対象とはならない。
※個の状態に応じて教科指導を少人数で実施しているからといって、そのことを入級判断の第一の目的にすることはできない。
- 756号通知の「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもの」の「等」は、心理的情緒的理由で通常の学級に入れないものや、強度なチックなど神経性習癖により集団生活への適応が困難なもの。
※いわゆる「怠学」などによる不登校は「等」にふくまれない。

「特別支援学級ガイドライン」（長野県H26.3）参照

知的障がい特別支援学級

- その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度の者である。
例）日常会話の中で、晴れや雨などの天気の状態について分かるようになっても、「明日の天気」などのように時間の概念が入ると理解ができなくなる。
- 家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排泄、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない程度の者である。

「教育支援資料」（文科省H25.10）参照